

区域計画

1 国家戦略特別区域の名称

「養父市 中山間農業改革特区」

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) 名称：農地等効率的利用促進事業

内容：農業委員会と市町村の事務分担に係る特例

(国家戦略特別区域法第19条に規定する農地等効率的利用促進事業)

7月4日付の養父市と養父市農業委員会との同意に基づき、養父市内全域の農地について、農地法第3条第1項本文に掲げる権利の設定又は移転に係る同委員会の事務の全部を、養父市長が行う。

(2) 名称：農業法人経営多角化等促進事業

内容：農業生産法人に係る農地法等の特例

(国家戦略特別区域法第18条に規定する農業法人経営多角化等促進事業)

以下に掲げる法人が、養父市内の農業者等と連携して農地法等の特例を活用した新たな農業生産法人を設立し、又は特例農業法人となって、養父市内の耕作放棄地を含む農地を利用しながら農作物の生産・加工を行う。

- ① 有限会社新鮮組（愛知県田原市）[営農作物：米等]
- ② 株式会社近畿クボタ（兵庫県尼崎市）[営農作物：米及び野菜]
- ③ 吉井建設有限会社（兵庫県朝来市）[営農作物：豆類及びハバネロ等]
- ④ オリックス株式会社(東京都港区)及びやぶパートナーズ株式会社(養父市)
[営農作物：野菜等]
- ⑤ ヤンマーアグリイノベーション株式会社（大阪府大阪市）[営農作物：にんにく等]
- ⑥ 株式会社姫路生花卸売市場（兵庫県姫路市）[営農作物：リンドウ及び小菊]
- ⑦ 株式会社マイハニー（養父市）(特例農業法人に移行) [営農作物：れんげ等の栽培による養蜂]

⑧ 株式会社アグリイノベーターズ(養父市)(特例農業法人に移行)[営農作物:
米や果樹等]

(3) 名称: 農業への信用保証制度の適用 関連事業

内容: 農業への信用保証制度の適用

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

養父市が、新たな制度融資を創設し、新たに設立された農業生産法人をはじめとする商工業とともに農業を営む中小企業者等が、兵庫県信用保証協会の保証を得て資金融通を受けることができるようにする。

(4) 名称: 歴史的建築物利用宿泊事業

内容: 歴史的建築物等に係る旅館業法施行規則の特例

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

一般社団法人ノオト(兵庫県篠山市)が、養父市大屋町大杉地区において、地域団体等と連携し、古民家等を活用した宿泊施設を営業する。

3 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

区域計画が実施されることにより、国家戦略特別区域である養父市において企業など多様な担い手が農業に参入し効率的・先進的な生産に取り組むとともに農業者自らも農畜産物の利用拡大に取り組むことを通じ、中山間地における農地の効率的利用や革新的農業の推進、生産の拡大が図られ、養父市における農業等の産業の競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に相当程度寄与する。